

令和2年3月13日

お客様各位

須賀川信用金庫

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

当金庫は、これまででもご融資の際にご提供いただく個人保証については、平成26年2月より運用開始された「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえ慎重に判断させていただいております。

この度、令和1年12月24日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が策定・公表した「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえ、当金庫は、事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者さま、後継者さまの双方から二重には保証を求めないことといたします。

また、後継者さまとの保証契約に当たっては経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断することとし、前経営者さまとの保証契約については、前経営者がいわゆる第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行ってまいります。

本特則の詳細については、以下のURLをご参照ください。

[全国銀行協会](#)（全国銀行協会のサイトへリンクします）  
[日本商工会議所](#)（日本商工会議所のサイトへリンクします）

以上